

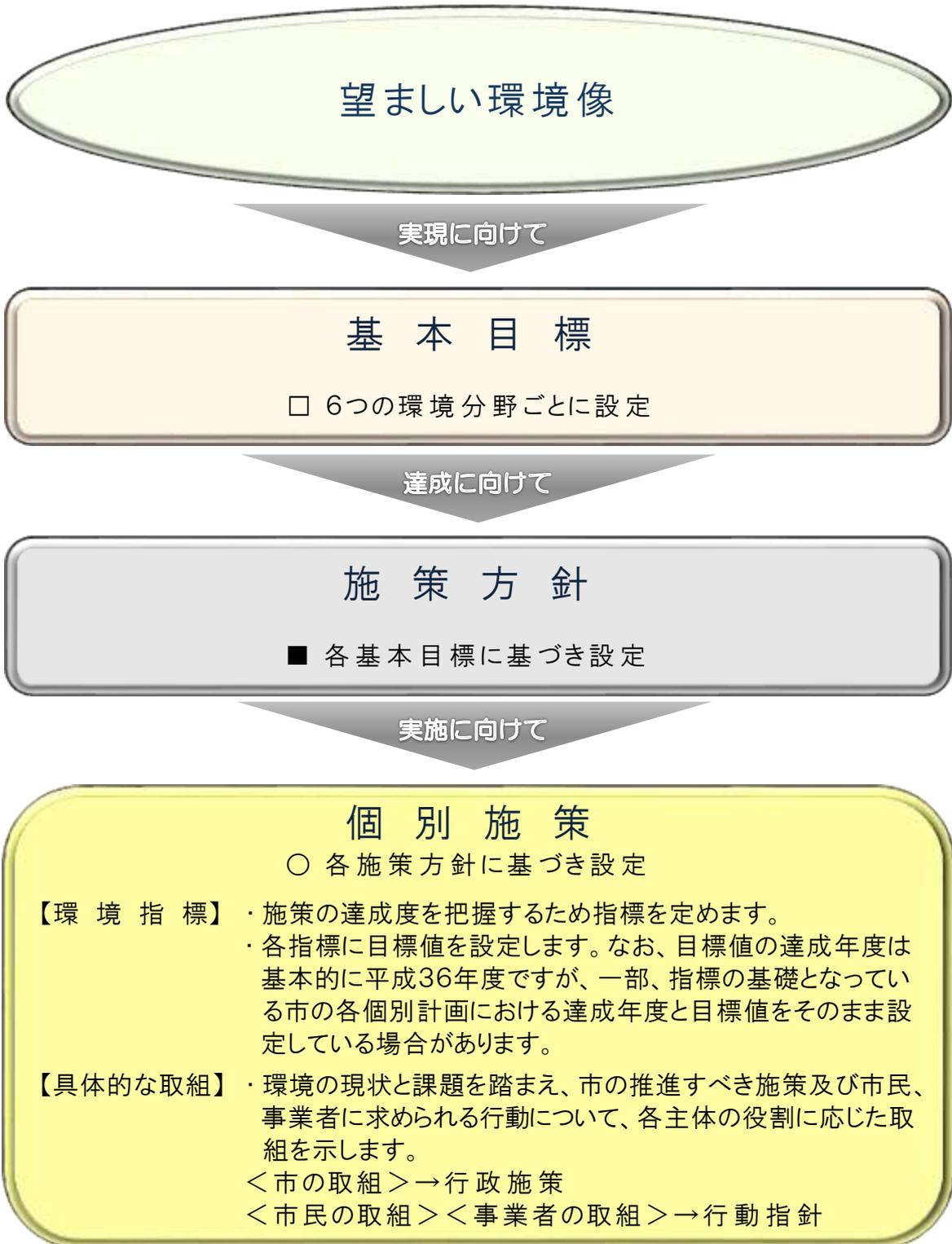
第4章

計画の具体的取組

1. 施策の展開
2. 施策の体系

1 施策の展開

望ましい環境像の実現に向け、基本目標ごとに施策方針を設定し、市、市民、事業者が具体的な取組を行っていくことにより環境施策を展開させていきます。



2 施策の体系

本計画は、6つの環境分野を柱として次のような体系で環境施策の推進を図っていきます。

望ましい環境像	基本目標	施策方針	個別施策
豊かな自然に包まれ ともに守り 歴史と文化が息づく 未来へつなぐ 環境にやさしいまち 快適空間 … 小樽	自然環境 1 自然と共生するまちづくり	1-1 自然豊かな環境の保全 1-2 多様な生き物の保全 1-3 自然とのふれあいの確保	(1) 森林の保全 (2) 河川・海岸の保全 (3) すぐれた自然の保全 (1) 野生動植物の保護 (1) 自然とふれあえる場の創出
	生活環境 2 安全で安心して暮らせるまちづくり	2-1 空気と水がきれいな環境の確保 2-2 音や臭いが気にならない環境の確保	(1) 大気の保全 (2) 水質の保全 (1) 騒音・振動・悪臭対策の推進
	廃棄物・資源循環 3 資源を大切にするまちづくり	3-1 ごみ減量化と資源物有効利用の推進	(1) ごみの適正処理 (2) 3R*の推進
	社会環境 4 潤いと安らぎのあるまちづくり	4-1 緑にふれあえ、水と親しめる空間の確保 4-2 良好な景観の形成 4-3 歴史と文化をいかした環境の保全	(1) 公園・緑地と水辺の整備 (1) まちなみ景観の創出 (1) 歴史的・文化的遺産の保全と活用
	地球環境 5 地球環境を思いやるまちづくり	5-1 地球環境の保全	(1) 地球環境問題に対する取組の推進 (2) エネルギーの効率的な利用と活用
	環境学習・環境活動 6 みんなで環境保全に取り組むまちづくり	6-1 環境保全に対する意識の向上 6-2 環境を保全する積極的な取組の推進	(1) 環境学習の推進 (2) 環境情報の充実 (1) 環境活動の推進

基本目標 1

自然環境

自然と共生するまちづくり

施策方針

1-1 自然豊かな環境の保全

個別施策

(1) 森林の保全

環境指標	現状値	目標値(H36年)
森林面積	161.33km ² (H25年度)	現状を維持する

市の取組

【森林の適正な保全管理】

- 水源涵養、保水などの機能を持ち、野生動植物の生息・生育環境でもある森林の保全に努めます。
- 「小樽市森林整備計画」に基づき、森林資源の整備を推進します。
- 関係機関と連携し、自然林や保安林など森林の適正な整備・管理を進めます。

【森林の保全への配慮】

- 森林の整備・開発は必要最小限に抑え、環境への十分な配慮に努めます。
- 開発行為*や事業活動が実施される場合には、森林保護への配慮を促します。

【保全活動の推進】

- 市民参加による植樹や間伐など保全活動を支援します。
- 森林保全に関する情報提供や普及啓発活動に努めます。

市民の取組

- 森林保全に関する学習会や行事などに参加し、森林の役割と大切さについて理解を深めましょう。
- 植樹や間伐など保全活動に参加しましょう。

事業者の取組

- 敷地内の林地を適正に管理しましょう。
- 開発行為や事業活動を実施する場合には、森林保護への配慮に努めましょう。
- 敷地内の林地を活用して森林保全に関する学習会や行事を開催しましょう。
- 植樹や間伐など保全活動に参加しましょう。

※市、市民、事業者の取組における○の色は、関連する項目で同じにしています。

個別施策 (2) 河川・海岸の保全

環境指標	現状値	目標値(H36年)
<small>しゅんせつ</small> 浚渫工事箇所数 (運河へ接続している3河川の沈砂池 <small>しゅんせつ</small> 浚渫)	1回3か所 (H25年度)	現状より増やす

市の取組	
<p>【河川・海岸の適正な保全管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●河川・海域での清掃や浚渫、護岸整備など適正な保全管理を行います。 ●国や北海道が実施する海岸の侵食防止や保安林保全などの事業推進に協力します。 <p>【河川・海岸の保全への配慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●河川の整備は、環境への十分な配慮に努めます。 ●周辺で開発行為や事業活動が実施される場合には、環境への配慮を促します。 <p>【保全活動の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民参加による河川や海岸の清掃美化など保全活動を支援します。 	
市民の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> ●河川敷や海岸部への車両の乗り入れは行わないようにしましょう。 ●河川や海岸へのごみ捨てはせず、持ち帰りを徹底しましょう。 ●河川や海岸の清掃美化など保全活動に参加しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺で開発行為や事業活動を実施する場合には、環境への配慮に努めましょう。 ●河川や海岸の保全に関する学習会や行事を開催しましょう。 ●河川や海岸の清掃美化など保全活動に参加しましょう。

個別施策 (3) すぐれた自然の保全

環境指標	現状値	目標値(H36年)
環境緑地保護地区・自然景観保護地区	8か所 (H25年度)	現状を維持する
記念保護樹木・保存樹木・保全樹林	15か所 (H25年度)	現状を維持する

市の取組	
<p>【自然保護区域の適正な保全管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●環境緑地保護地区や自然景観保護地区、記念保護樹木の保全は、北海道と連携しながら取り組めます。 ●自然保護監視員等との連携をとりながら保護区域内の巡回を継続していきます。 <p>【自然保護区域の保全への配慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保護区域やその周辺での整備・開発は必要最小限に抑え、環境への十分な配慮に努めます。 ●周辺で開発行為や事業活動が実施される場合には、環境への配慮を促します。 <p>【保全活動の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民参加による保護区域やその周辺での清掃美化など保全活動を支援します。 ●市が指定する保存樹木・保全樹林の周知を行い、保全意識の啓発に努めます。 	
市民の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> ●規制のある区域内への車両の乗り入れは行わないようにしましょう。 ●保護区域やその周辺へのごみ捨てはせず、持ち帰りを徹底しましょう。 ●保護区域やその周辺での清掃美化など保全活動に参加しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●保護区域やその周辺で開発行為や事業活動を実施する場合には、環境への配慮に努めましょう。 ●保護区域やその周辺での清掃美化など保全活動に参加しましょう。

施策方針 1—2 多様な生き物の保全

個別施策 (1) 野生動植物の保護

環境指標	現状値	目標値(H36年)
鳥獣保護区面積（4区域）	843ha (H25年度)	現状を維持する

市の取組	
<p>【野生動植物の生息・生育環境の保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●多様な野生動植物の生息・生育場所である森林や河川・海岸等の保全に努めます。 ●野生動植物を実態調査し、生息・生育状況の把握に努めます。 ●鳥獣の保護と狩猟の適正化を図ります。 <p>【生態系の保全への配慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●野生動植物の生息・生育場所やその周辺での整備・開発は必要最小限に抑え、環境への十分な配慮に努めます。 ●野生動植物の生息・生育場所やその周辺での開発行為や事業活動が実施される場合には、環境への配慮を促します。 <p>【外来生物対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●外来生物に関する情報を収集・整理し提供することにより、地域固有の生態系への影響抑制に努めます。 <p>【生態系生物多様性保全の啓発推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生態系の保全やペットの遺棄禁止について市民への啓発を行います。 	
市民の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> ●野生動植物の生息・生育場所には、繁殖等を妨げないために、近づかないようにしましょう。 ●希少な野生動植物を捕獲・採取することのないようにしましょう。 ●野生動物に餌を与えないようにしましょう。 ●外来生物を不用意に野山や川などへ持ち込まないようにしましょう。 ●ペットの飼育はマナーを守り、逃がしたり遺棄することなく責任をもって飼いましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●開発行為や事業活動の実施に当たっては、生態系への配慮に努めましょう。 ●敷地内での植栽は、地域の植生に配慮しましょう。

施策方針

1—3 自然とのふれあいの確保

個別施策

(1) 自然とふれあえる場の創出

環境指標	現状値	目標値(H36年)
市民体験農園申込件数	120件 (H25年度)	現状より増やす

市の取組	
<p>【自然とふれあえる場の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自然を体験学習できる施設、遊歩道などを整備し、自然とふれあえる場の確保に努めます。 ●国定公園内の探勝路や案内板などは、北海道と連携しながら整備を図ります。 ●市内外からの来訪者に対して施設利用についてのマナー啓発に努めます。 <p>【自然とふれあえる場の利用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自然とふれあえる場所や体験学習施設、レクリエーション施設などに関する情報提供の充実に努め、市民の利用促進を図ります。 <p>【保全活動の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民参加による遊歩道の清掃美化など保全活動を支援します。 	
市民の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> ●自然とふれあえる施設を利用する場合はマナーを守りましょう。 ●野生動植物の観察、ハイキングや登山など、身近なところから自然とふれあう機会を持ちましょう。 ●利用施設や遊歩道の清掃美化など保全活動に参加しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●研修などで自然とふれあえる施設を利用する場合はマナーを守りましょう。 ●敷地内を活用して自然とふれあえる場やもてなしの場を提供しましょう。 ●利用施設や遊歩道の清掃美化など保全活動に参加しましょう。

基本目標2

生活環境

安全で安心して暮らせるまちづくり

施策方針

2-1 空気と水がきれいな環境の確保

個別施策

(1) 大気の保全

環境指標	現状値	目標値(H36年)
大気環境基準値超過件数 (常時監視項目)	0件 (H25年度)	現状を維持する

市の取組	
<p>【大気環境の監視】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大気汚染の状況を把握するため、観測・監視を行います。 <p>【工場・事業場での公害防止対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ばい煙や粉じんなど大気汚染物質の発生源となる工場・事業場に対して、立入調査を実施し、規制基準の順守と施設の適正管理について必要な指導を行います。 <p>【自動車排出ガス対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●低公害車の普及とアイドリングストップ*運動の推進、公共交通機関の利用促進など自動車排出ガス対策に取り組みます。 <p>【野外焼却対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●野焼き防止を図るため、啓発と監視に努めます。 <p>【公害苦情対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●公害発生源を調査し適正な防止策が図られるよう努めます。 	
市民の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> ●自動車を購入する際は、低公害車を検討しましょう。 ●アイドリングストップを実践しましょう。 ●自動車の使用を控え、公共交通機関や自転車、徒歩での移動に努めましょう。 ●家庭ごみの野焼きはやめましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●大気汚染物質を排出する工場・事業場では、規制基準の順守と施設の適正管理に努めましょう。 ●自動車を導入する際は、低公害車を検討しましょう。 ●アイドリングストップを実践しましょう。 ●通勤や出張などでは、自動車以外の交通手段をできるだけ使いましょう。 ●廃棄物の野焼きはやめましょう。

個別施策 (2) 水質の保全

環境指標	現状値	目標値(H36年)
水質の環境基準値超過件数 (運河4地点)	0件 (H25年度)	現状を維持する

市の取組	
<p>【水環境の監視】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 河川・海域の水質状況を把握するため、観測・監視を行います。 <p>【工場・事業場での公害防止対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 水質汚濁物質の発生源となる工場・事業場に対して、北海道と連携して立入調査を実施し、規制基準の順守と施設の適正管理について必要な指導を行います。 <p>【生活排水対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 下水道の更新整備・接続、合併処理浄化槽への転換推進を図っていきます。 ● 生活排水による水質汚濁防止の啓発を行います。 <p>【公害苦情対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公害発生源を調査し適正な防止策が図られるよう努めます。 	
市民の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> ● 下水道への接続、合併処理浄化槽への転換に努めましょう。 ● 家庭では、適正な廃油処理、環境に配慮した洗剤の使用に努めましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 水質汚濁物質を排出する工場・事業場では、規制基準の順守と施設の適正管理に努めましょう。 ● 下水道への接続、合併処理浄化槽への転換に努めましょう。 ● 事務所では、適正な廃油処理、環境に配慮した洗剤の使用に努めましょう。

施策方針 2—2 音や臭いが気にならない環境の確保

個別施策 (1) 騒音・振動・悪臭対策の推進

環境指標	現状値	目標値(H36年)
騒音の環境基準値超過件数 (一般環境騒音)	0件 (H25年度)	現状を維持する

市の取組	
<p>【自動車交通騒音・振動対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●主要幹線道路の自動車交通騒音・振動の調査を実施し、状況の把握を行います。 ●道路沿道の自動車交通騒音緩和のため、国や北海道と協力して、遮音壁*や低騒音舗装*、植樹帯の整備などに努めます。 ●交通騒音低減のため、自動車使用の抑制と公共交通機関の利用促進を図ります。 ●自動車の急発進・急加速・空ぶかしの自粛など、騒音防止の啓発を行います。 <p>【工場・事業場での公害防止対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●騒音・振動・悪臭の発生源となる工場・事業場に対して、規制基準の順守と施設の適正管理について必要な指導を行います。 ●騒音・振動が発生する建設作業に対して、低騒音・低振動型機械の導入や適正な作業時間の設定など、周辺への配慮を徹底するよう指導します。 <p>【近隣騒音対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●住宅地での生活騒音抑制の啓発を行います。 <p>【公害苦情対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●公害発生源を調査し適正な防止策が図られるよう努めます。 	
市民の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> ●自動車の使用を控え、公共交通機関や自転車、徒歩での移動に努めましょう。 ●自動車の急発進・急加速・空ぶかしはやめましょう。 ●オーディオ、楽器、カラオケ、日曜大工の音やペットの鳴き声などが周囲の迷惑にならないよう努めましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●通勤や出張などでは、自動車以外の交通手段をできるだけ使いましょう。 ●自動車の急発進・急加速・空ぶかしはやめましょう。 ●騒音・振動・悪臭が発生する工場・事業場では、規制基準の順守と施設の適正管理に努めましょう。 ●建設作業の際は、低騒音・低振動型機械の導入や適正な作業時間の設定など、周辺への配慮に努めましょう。 ●深夜営業や街頭宣伝により発生する騒音の抑制に努めましょう。

基本目標3

廃棄物・資源循環

資源を大切にすまちづくり

施策方針

3—1 ごみ減量化と資源物有効利用の推進

個別施策

(1) ごみの適正処理

環境指標	現状値	目標値(H36年)
市民一人1日当たりの生活系ごみ排出量	476g/人・日 (H24年度)	現状より減らす

市の取組	
<p>【ごみ収集の効率化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 分別区分や品目、回収方法などを見直し効率的な収集体系の構築を図ります。 ● ごみステーションの設置補助などで集積拠点の拡充と整備を図ります。 <p>【ごみ処理の適正化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 廃棄物処理施設での適正なごみ処理と施設の維持管理を行います。 ● 家庭や事業所でのごみの適正処理・減量化に向けた啓発・指導を行います。 <p>【ごみの不法投棄・野焼き対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 定期的なパトロールや看板設置などにより未然防止を図ります。 ● 北海道や警察など関係機関とも連携しながら監視・通報体制の強化に努めます。 ● 家庭や事業所でのごみの不法投棄・野焼き防止に向けた啓発・指導を行います。 	
市民の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> ● ごみステーションの清掃と管理に努めましょう。 ● ごみの正しい分別や出し方などマナーを守り、減量化に努めましょう。 ● 廃家電や廃タイヤなどは不法投棄せず適正に処理しましょう。 ● 不法投棄が行われないよう、所有地を適正に管理しましょう。 ● ごみのポイ捨て、野焼きはやめましょう。 ● 地域パトロールなどに協力しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃棄物は、自らの責任で法令に基づき適正に処理し、減量化に努めましょう。 ● 不法投棄が行われないよう、所有地を適正に管理しましょう。 ● 廃棄物の不法投棄、野焼きはやめましょう。 ● 地域パトロールなどに協力しましょう。

個別施策 (2) 3Rの推進

環境指標	現状値	目標値(H36年)
市民一人1日当たりの生活系資源物排出量	138g/人・日 (H24年度)	現状より増やす

市の取組	
<p>【発生抑制（リデュース）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「小樽市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、計画的にごみの減量化を推進します。 ● 「小樽市分別収集計画」に基づき、容器包装廃棄物の分別収集を推進します。 ● ごみの発生抑制による減量化に向けた啓発を行います。 ● ごみの減量化に積極的に取り組んでいる店舗をエコショップに認定し、広く周知します。 ● 市民や事業者によるごみ減量化の取組を支援します。 <p>【再使用（リユース）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 再生品・再生利用品の利用促進に向けた啓発を行います。 ● 広報を通して不用品登録による交換・譲渡などの活用促進を支援します。 <p>【資源化（リサイクル）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● リサイクル教室・講座など資源化に関する事業を推進します。 ● 環境イベントの開催やリサイクルプラザの活用などを通して資源化に向けた啓発を行います。 ● 市民や事業者による資源化の取組を支援します。 	
市民の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> ● ごみの分別を徹底しましょう。 ● 生ごみ処理機やコンポストの利用などごみの減量化に努めましょう。 ● 買い物ではマイバッグを使用し、商品の過剰包装を断り、不要なものは買わないようにしましょう。 ● グリーンマーク商品の使用に努めましょう。 ● 物を大切に扱い、修理するなどして長く使用しましょう。 ● 詰め替え式商品やリターナブル容器の商品を購入しましょう。 ● フリーマーケットやバザーなどを活用し不用品の再利用に努めましょう。 ● リサイクル製品の使用に努めましょう。 ● 集団資源回収に協力しましょう。 ● リサイクル教室・講座、イベントなどに参加しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみの分別を徹底しましょう。 ● 在庫管理を徹底するなど余剰生産を回避しましょう。 ● 長く使え分別や資源化のしやすい製品の開発・製造・販売に努めましょう。 ● マイバッグの利用推奨によるレジ袋削減や包装・梱包の簡素化に努めましょう。 ● グリーンマーク商品の使用に努めましょう。 ● エコショップとして、ごみ減量化の取組に努めましょう。 ● 電子媒体を活用し配付資料を減らすなど、ペーパーレス化に努めましょう。 ● コピーの裏紙使用や詰め替え式商品の導入に努めましょう。 ● フリーマーケットやバザーなどを開催しましょう。 ● リサイクル製品の使用に努めましょう。 ● 資源物の店頭回収促進に努めましょう。 ● リサイクルに関するイベントを開催しましょう。

基本目標4

社会環境

潤いと安らぎのあるまちづくり

施策方針

4-1 緑にふれあえ、水と親しめる空間の確保

個別施策

(1) 公園・緑地と水辺の整備

環境指標	現状値	目標値(H32年)
市民一人当たりの都市公園面積	10.09m ² (H24年度)	12m ²

市の取組	
<p>【公園・緑地の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「小樽市緑の基本計画*」に基づき、気軽に利用することができ、地域の特性などもいかした魅力あふれる公園・緑地の整備を進めます。 ●利用者の安全や快適性などを確保するよう維持管理の充実を図ります。 <p>【緑化の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●公共施設や民有地の緑化を推進し、市街地の潤いづくりに努めます。 ●イベントや野外学習の場など緑とふれあう機会の充実を図ります。 <p>【水辺の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●散策路や小広場など親水空間を確保した水辺の整備を図ります。 <p>【保全活動の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●花壇の整備や植樹を行う団体の育成と支援に努めます。 ●市民参加による公園や水辺の清掃美化、維持管理などの活動を支援します。 	
市民の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> ●公園や散策路でごみのポイ捨てや犬のふんの放置を行わないなどマナーを守りましょう。 ●庭の花壇づくりや生け垣の設置など身近なところから緑を増やしていきましょう。 ●緑や水辺とふれあうイベントに参加しましょう。 ●公園や水辺の清掃美化、維持管理などの活動に参加しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●公園・緑地などを開発や整備する場合は緑の保全に配慮しましょう。 ●敷地や施設内の緑化に努めましょう。 ●緑とふれあうイベントを開催しましょう。 ●公園や水辺の清掃美化、維持管理などの活動に参加しましょう。

施策方針 4—2 良好な景観の形成

個別施策 (1) まちなみ景観の創出

環境指標	現状値	目標値(H36年)
小樽歴史景観区域	131.6ha (H25年度)	現状を維持する

市の取組	
<p>【小樽らしい都市景観の創出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「小樽市景観計画」などにに基づき、新旧調和の取れた都市景観づくりを進めます。 ●小樽歴史景観区域では、歴史的建造物と調和した小樽らしいまちなみの形成を図ります。 ●建築物の建築や屋外広告物の設置などに対しては、条例などに基づき地域の特性を踏まえた良好な景観形成の誘導に努めます。 <p>【啓発活動の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●都市景観賞、八区八景めぐり等のイベント実施など、景観に対する理解と意識の向上を図る啓発活動を推進します。 	
市民の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> ●建築物などは「小樽市景観計画」に示す行為の制限の内容に沿うよう景観に配慮しましょう。 ●庭の草刈りや樹木の剪定をしましょう。 ●景観に関するイベントへの参加や景観形成上貴重な建物、自然の維持管理など保全活動に参加しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●開発行為や事業活動の実施に当たっては、周辺の景観への配慮に努めましょう。 ●建築物などは「小樽市景観計画」に示す行為の制限の内容に沿うよう景観に配慮しましょう。 ●屋外広告物は「小樽市屋外広告物条例」の基準に適合させ、景観に配慮して設置しましょう。 ●敷地内の草刈りや樹木の剪定をしましょう。 ●花や緑、ライトアップの演出など潤いのある景観づくりに努めましょう。 ●景観に関するイベントへの参加や景観形成上貴重な建物、自然の維持管理など保全活動に参加しましょう。

施策方針

4—3 歴史と文化をいかした環境の保全

個別施策

(1) 歴史的・文化的遺産の保全と活用

環境指標	現状値	目標値(H36年)
指定歴史的建造物の件数	73件 (H26年6月)	現状より増やす

市の取組	
<p>【歴史的建造物・文化財の保全と活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●郷土に残る貴重な歴史的建造物の登録と伝統的な文化財の指定の検討を行い、市民の協力を得ながら適切な保全と継承に努めます。 ●歴史的建造物や文化財に関するパンフレットや案内板・説明板などを通して、保存・継承に向けた啓発に努めます。 ●登録・指定歴史的建造物の保全に係る技術的・経済的支援に努めます。 ●市外や外国からの来訪者に対しては、分かりやすい案内・説明の周知に努めます。 ●総合博物館などで郷土資料に関する展示内容の充実を図ります。 ●歴史的建造物や文化財の特色をいかにしながら、憩いの場や観光資源としての活用を図ります。 <p>【保全活動の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民参加による文化財の調査、維持管理など保全活動を支援します。 ●伝統文化を伝える後継者の育成と保存団体の支援を図ります。 	
市民の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> ●地域に伝わる伝統行事や祭りなどに参加しましょう。 ●郷土の歴史や文化に関する講座やイベントなどに参加しましょう。 ●歴史的建造物や文化財の調査、維持管理など保全活動への参加や協力に努めましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●開発行為や事業活動の実施に当たっては、歴史的建造物や文化財への配慮に努めましょう。 ●敷地内に貴重な建築物や設備、埋蔵文化財など歴史的・文化的遺産がある場合は、適切な維持管理と保全に努めましょう。 ●歴史的建造物や文化財の調査、維持管理など保全活動への支援や協力に努めましょう。

基本目標5

地球環境

地球環境を思いやるまちづくり

施策方針

5—1 地球環境の保全

個別施策

(1) 地球環境問題に対する取組の推進

環境指標	現状値	目標値(H33年)
市事務事業からの温室効果ガス排出量 (第3次小樽市温暖化対策推進実行計画指標)	H23年度比で 6.6%削減 (H25年度)	H23年度比で 10%以上削減

市の取組	
<p>【地球温暖化防止対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「小樽市温暖化対策推進実行計画」に基づき、市が率先して公共施設の管理や職員の取組により、事務事業から排出される温室効果ガスの削減に努めます。 ●環境に関する講座やイベントの開催、パンフレットの配布などを通して、家庭や事業所での地球温暖化防止に向けた啓発を行います。 <p>【オゾン層保護に対する取組の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●オゾン層の破壊を引き起こす温室効果ガスであるフロン類の適正な回収・処理の推進を図ります。 <p>【酸性雨の監視】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大気汚染物質が原因となっている酸性雨の監視を継続的に実施します。 	
市民の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> ●「環境にやさしいエコ・アクション・プログラム」で示している市民の取組を実践しましょう。〔90ページ別表参照〕 ●フロン類の適正な処理に努めましょう。 ●●●環境に関する講座やイベントに参加しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●「おたるエコガイド」で示している事業者の取組を実践しましょう。〔90ページ別表参照〕 ●フロン類の適正な処理に努めましょう。 ●●●環境に関する講座やイベントに参加しましょう。

個別施策 (2) エネルギーの効率的な利用と活用

環境指標	現状値	目標値(H36年)
市民一人1日当たりの使用電力量	9.4kWh (H24年度)	現状より減らす

市の取組	
<p>【省エネルギーの取組推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「小樽市温暖化対策推進実行計画」に基づき、市が率先して公共施設の管理や職員の取組により、省エネルギーの推進を図ります。 ● 環境に関する講座やイベントの開催、パンフレットの配布などを通して、家庭や事業所での省エネルギーに向けた啓発を行います。 ● 省エネルギーに関する各種支援制度などの情報を提供します。 <p>【新エネルギーの活用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 再生可能エネルギーの活用に向けた情報収集や研究を進めます。 ● 公共施設での再生可能エネルギー設備の導入を検討しています。 ● 新エネルギーに関する各種支援制度などの情報を提供します。 	
市民の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> ● 「環境にやさしいエコ・アクション・プログラム」で示している市民の取組を実践しましょう。〔90ページ別表参照〕 ● ● 住宅では省エネルギーや新エネルギーの設備導入を検討しましょう。 ● ● 環境に関する講座やイベントに参加しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「おたるエコガイド」で示している事業者の取組を実践しましょう。〔90ページ別表参照〕 ● ● 施設では省エネルギーや新エネルギーの設備導入を検討しましょう。 ● ● 環境に関する講座やイベントに参加しましょう。

基本目標6

環境学習・環境活動

みんなで環境保全に取り組むまちづくり

施策方針

6—1 環境保全に対する意識の向上

個別施策

(1) 環境学習の推進

環境指標	現状値	目標値(H30年)
森の自然館入館者数	11,787人 (H25年度)	18,500人以上

市の取組

【学習機会の拡充】

- 自然観察会などの体験学習会、まち育てふれあいトークやリサイクル教室などの講座、環境パネル展などのイベントを開催し学習機会の拡充を図ります。
- 自然を体験学習できる施設や視察見学ができる環境関連施設などの利用促進を図ります。
- 環境学習に取り組むこどもエコクラブなどの団体を支援します。

【環境教育の推進】

- 学校教育では「小樽市学校教育推進計画」に基づき、子どもたち自らが環境に配慮して行動できる意欲や態度を身に付けられるよう環境教育の推進に努めます。
- 学校給食では地産地消の献立を取り入れます。
- 環境分野の講師や指導者など人材の育成に努めます。

市民の取組

- 環境への理解を深めるため、各種講座や体験学習会、イベントなどに参加しましょう。
- 身近な自然に関心を持ち、家庭では環境について話し合ったりしましょう。
- 家庭と学校が協力して子どもたちへの環境教育の充実に努めましょう。

事業者の取組

- 環境に関するイベントや施設見学会などを開催しましょう。
- 研修などを通して環境配慮に向けた社員教育に努めましょう。

個別施策 (2) 環境情報の充実

環境指標	現状値	目標値(H36年)
「環境にやさしいエコ・アクション・プログラム」 「おたるエコガイド」の配布部数	372部 (H25年度)	現状より増やす

市の取組	
<p>【情報内容の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民ニーズに応えた生活上の必要な情報や快適に過ごすための情報など内容の充実に努めます。 <p>【情報の提供拡充と共有化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市の広報誌やホームページ、パンフレットなどを通して、的確な情報を効果的な手段により広く提供します。 ●環境に関する講座やイベント、事業者や民間団体との会議・会合など様々な機会を利用し、目的に応じたパンフレットや資料の配布により情報提供を行います。 ●市民と行政との間で幅広い情報の発信と収集、共有化を図ります。 	
市民の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> ●環境に関する必要な情報を収集し、暮らしに活用しましょう。 ●環境に影響を及ぼすような事柄を見聞きした場合には、市や関係機関に情報を提供しましょう。 ●家庭や地域などでは積極的に情報交換を行いましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●環境に関する必要な情報を収集し、事業活動に活用しましょう。 ●環境に配慮した事業活動や製品に関する情報を公表しましょう。 ●他の事業者や関係機関などとの間で環境に関する情報交換を行いましょう。

施策方針 6—2 環境を保全する積極的な取組の推進

個別施策 (1) 環境活動の推進

環境指標	現状値	目標値(H36年)
清掃ボランティア参加者数 〔地域清掃や「ポイ捨て防止！街をきれいにし隊」などへの参加者数〕	12,527人 (H25年度)	現状より増やす

市の取組	
<p>【環境保全活動の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●環境保全に向けた啓発を行うとともに、各種活動の周知を図ります。 ●市民、事業者、民間団体などと連携をとりながら、協働による環境保全の取組を推進していきます。 ●環境保全に取り組む地域でのボランティア活動を支援します。 ●活動に携わる人材の育成を図ります。 ●環境保全に貢献している個人や団体に対する表彰の選考や推薦を行うとともに、取組の状況などを紹介します。 <p>【環境配慮行動の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市が率先して事務事業の中で環境に配慮した取組を行います。 ●家庭や職場での環境配慮に向けた啓発を行うとともに、行動指針についての周知を図ります。 	
市民の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> ●地域での緑化や清掃、集団資源回収、歴史的・文化的遺産の保存など環境保全のボランティア活動に参加しましょう。 ●各主体と協力して活動に取り組みましょう。 ●「環境にやさしいエコ・アクション・プログラム」で示している市民の取組を実践しましょう。〔90ページ別表参照〕 ●身近な動植物に影響を与えないよう自然環境に配慮した行動を心掛けましょう。 ●騒音・悪臭の防止やペット飼育に関するマナー順守など、近隣の生活環境に配慮した行動を心掛けましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域での環境保全活動に参加しましょう。 ●敷地内で環境保全活動を行いましょう。 ●各主体と協力して活動に取り組みましょう。 ●「おたるエコガイド」で示している事業者の取組を実践しましょう。〔90ページ別表参照〕 ●地域の自然環境や周辺に住む人たちの生活環境に配慮した事業活動を行いましょう。

[別表：個別施策 P85. P86. P89 の市民・事業者の取組]

市民、事業者の環境配慮行動指針

具体的な取組は、市民向けの「環境にやさしいエコ・アクション・プログラム」と事業者向けの「おたるエコガイド」で示しています。主な取組内容は次のとおりです。

市民の取組	
リビング	<ul style="list-style-type: none"> ◎使っていない照明や見ていないテレビは消しましょう。 ◎暖房の設定温度を下げたり、使用時間を短くしましょう。 ◎使っていない家電はプラグを抜きましょう。 ◎白熱電球を LED 電球などに替えましょう。
水まわり	<ul style="list-style-type: none"> ◎水を出っぱなしで歯磨き・洗顔を行わないようにしましょう。 ◎シャワーは、こまめに止めましょう。 ◎お風呂は家族で続けて入りましょう。
マイカー	<ul style="list-style-type: none"> ◎急発進、急加速、不要なアイドリングはやめましょう。 ◎公共交通機関を使うようにし、近くへは徒歩で行きましょう。 ◎週に1日はノーマイカーデーを設けましょう。
ショッピング	<ul style="list-style-type: none"> ◎買い物バッグを持参し、レジ袋を断りましょう。 ◎再生品やエコマーク商品を選びましょう。 ◎トレイ商品より、ばら売りを選びましょう。 ◎地元で採れた食材を選びましょう。
クッキング	<ul style="list-style-type: none"> ◎なべ底から炎がはみ出さないようにしましょう。 ◎ポットや炊飯器の保温機能を使わないようにしましょう。 ◎廃油は流さず再利用しましょう。
ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ◎ごみを減らしましょう。(容器に入ったものは使い切る など) ◎リサイクルをしましょう。 ◎物品を繰り返し長く使いましょう。
事業者の取組	
照明	<ul style="list-style-type: none"> ◎昼休みの消灯を徹底しましょう。 ◎照明に LED を採用しましょう。 ◎間引き点灯を実施しましょう。 ◎人感センサーによる点灯を導入しましょう。
ボイラー	<ul style="list-style-type: none"> ◎使用時間を短縮しましょう。 ◎蒸気弁や排管の断熱化を行いましょ。 ◎燃焼効率の良い機種へ更新しましょう。 ◎燃焼空気比を調整しましょう。
空調	<ul style="list-style-type: none"> ◎ブラインドカーテンを活用しましょう。 ◎クールビズ・ウォームビズを推進しましょう。 ◎空調機のフィルターをこまめに清掃しましょう。 ◎個別空調方式を導入しましょう。
水道・給湯	<ul style="list-style-type: none"> ◎センサー付き自動水栓を導入しましょう。 ◎配管の断熱化を行いましょ。 ◎節水型シャワーヘッドを導入しましょう。
コンプレッサー	<ul style="list-style-type: none"> ◎吐出圧を下げましょ。
ポンプ・ファン	<ul style="list-style-type: none"> ◎インバータ化を行いましょ。